

農業委員会だより

令和7年2月発行
坂城町農業委員会

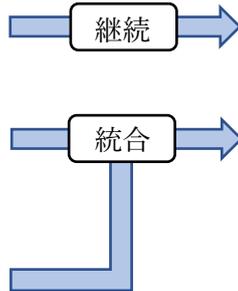
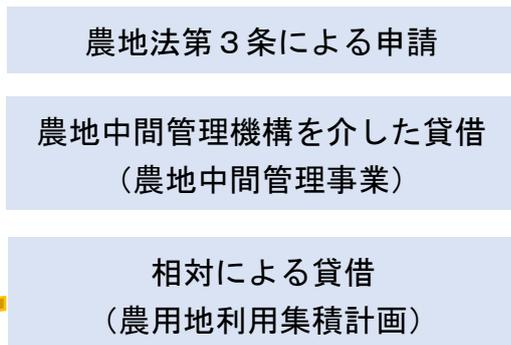
令和7年4月から

農地の貸借方法が変わります

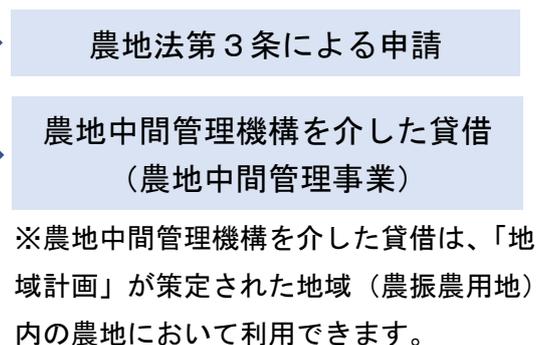
出し手（農地所有者）と受け手（耕作者）の「相対」による農地の貸し借りの手続き（農用地利用集積計画）は、令和7年3月をもって廃止され、4月からは「農地中間管理事業（農地中間管理機構を介した農地貸借）」に統合されます。

現在契約中の貸し借りについては、契約期間満了日まで有効です。

< 現在 >



< 令和7年4月から >



「農用地利用集積計画」（相対）による貸し借りは、
令和7年3月14日（金）受付分【最終締め切り】まで、
新規・更新の手続きが可能です。



..... 農地中間管理事業とは

特徴

- ・農地は、契約が終了すれば、所有者へ返還されます。（更新も可能）
- ・賃借料は、農地中間管理機構が受け手（耕作者）から徴収し、所有者へ支払います。

農地中間管理機構が借り受ける農地の基準

- ・借受者が見込まれる農地であること
- ・遊休農地など、利用困難な農地でないこと
- ・登記名義人が明らかである農地であること

貸し借りの具体的な流れは
裏面をご覧ください。



農地中間管理事業による貸し借りの手続きとスケジュール

～スケジュール（例）～

①

農地所有者（出し手）と耕作者（受け手）で
必要な条件を調整して、「事前申出書」を提出

- ・貸し借りをする農地の地番
- ・賃借料
- ・契約期間
- ・農業経営の状況等（耕作者のみ）など

毎月15日〆切

4/15 申出

②

農業委員会事務局で要件等を確認し、契約書原案を
作成の上、出し手・受け手に送付

- ・対象の農地や耕作者の要件、登記の状態などを確認
※相続登記が完了していないと、手続きにかかる期間が
長くなる場合があります。

4/下旬 送付

③

契約書の内容を確認の上、押印をして、農業委員会
事務局へ提出

毎月15日〆切

5/15 提出

④

農業委員会総会において意見聴取を行い、計画書案を
農地中間管理機構（長野県農業開発公社）に送付

5/25 意見聴取
6/2 計画書案送付

⑤

中間管理機構（長野県農業開発公社）において、契約
内容を審査し、町に認可申請

6/20 認可申請

⑥

町で計画の公告を行い、契約開始

6/下旬 計画公告
7/1～ 契約開始

- ・契約書の写しを出し手・受け手に送付

①の申出から契約の開始まで
3か月ほどかかります。

① ③が出し手・受け手による手続きです。

② ④～⑥は町等により手続きを進めます。

◎問い合わせ先

坂城町農業委員会事務局（商工農林課内）

☎ 82-3111（代表）内線156

☎ 75-6207（課直通）

✉ nougyou@town.sakaki.lg.jp